

# 改正道路交通法が公布されました

(平成 27 年 6 月 17 日公布)

## 1 高齢運転者対策の規定 (平成 29 年 6 月 17 日までに施行)

### ● 臨時認知機能検査

75 歳以上の高齢運転者が、認知機能が低下したときに起こしやすい一定の違反行為をした場合は、**臨時に認知機能検査**を受けることになります。

対象となる違反行為については、別途政令で定められます。

### ● 臨時高齢者講習

臨時認知機能検査を受けた者が、認知機能が低下していると認められる**一定基準に該当**するときは、**臨時高齢者講習**が実施されます。この講習は認知機能の低下を自覚させ本人の状況に応じた安全な運転行動を指導するものです。

### ● 臨時適性検査等

臨時認知機能検査を受けて、**認知症の恐れ**があると判断された運転者に対して公安委員会は、**臨時適性検査**を受けるか、または一定の要件を満たす**医師の診断書の提出**を命じることができるようになります。

なお、高齢運転者が上記の臨時認知機能検査や臨時高齢者講習を受けなかった場合も、免許の取消し又は免許の効力停止処分が実施されます。

## 2 準中型自動車免許の新設 (平成 29 年 6 月 17 日までに施行)

運転免許の種類として、新たに、**準中型自動車免許** (以下「準中型免許」という。)が設けられます。

現行の中型自動車 (車両総重量 5 トン以上 11 トン未満) は、20 歳以上で普通免許保有 2 年以上が免許の受験要件であることから、高校卒業の新入社員には、中型トラックを運転させることができませんでしたが、今回の法改正では、準中型自動車 (車両総重量 3.5 トン以上 7.5 トン未満) は 18 歳以上で普通免許の経験がなくても受験できます。

改正前	車両総重量	5トン		11トン	
	普通自動車		中型自動車		大型自動車
	普通免許		中型免許		大型免許
	18歳以上		20歳以上 普通免許等保有2年		21歳以上 普通免許等保有3年



改正後	車両総重量	3.5トン	7.5トン		11トン		
	普通自動車		準中型自動車		中型自動車		大型自動車
	普通免許		準中型免許		中型免許		大型免許
	18歳以上		18歳以上		20歳以上 普通免許等保有2年		21歳以上 普通免許等保有3年

※車体の大きさについては、今後、道路交通法施行規則で必要な規定が整備される予定です。

- 準中型免許は、普通免許を持っていなくても、**18歳から**受けることができます。
- 準中型免許を受けてから**1年以内**に違反行為をして**一定の基準に該当**するときは、**再試験**を受けなければならない。
- 準中型免許を受けて1年を経過していない初心運転者は、原則として、準中型自動車を運転する場合は、準中型自動車に**初心者マーク**をつけなければならない。

### 3 免許仮停止の範囲を拡大 (平成27年6月17日から施行)

酒気帯び運転や過労運転等で交通事故を起こし、人を傷つけた場合も運転免許の仮停止の対象になりました。

※仮停止となる対象

- 1 死傷事故でひき逃げをした場合
- 2 酒酔い運転、無免許運転で死傷事故を起こした場合
- 3 酒気帯び運転又は過労運転で死傷事故を起こした場合
- 4 信号無視等の危険違反で死亡事故を起こした場合

